

いわき市立小中学校部活動運営方針

(令和8年4月改訂)

令和8年4月

いわき市教育委員会

※ 本方針で使用する語について

部活動 : 学校に設置している部活動

認定地域クラブ : 学校管理下外で活動するクラブ等のうち、認定登録申請によりいわき市認定地域クラブ事務局が認定するクラブ等

はじめに

部活動は、同好の児童生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しむことを通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、また大きな教育的意義を持つものとして、教育課程との関連が図られながら実施されてきました。

一方で、大会等に向けた過度な練習等により、児童生徒への肉体的、精神的な負荷が学業に及ぼす影響や教師の多忙化等の課題が顕在化しており、学校における部活動の運営体制を根本的に見直すとともに持続可能な体制へと整える必要性が高まっています。

本市においても、近年、各種大会やイベント等が増加しており、児童生徒にとって、部活動一辺倒でバランスを欠いた生活により、学習時間が確保できない、家族との時間が持てない、疲労が蓄積されるなどの課題が浮かび上がるとともに、教員にとっては、土日や祝日等における児童生徒の引率や大会運営に係る負担の大きさなどの課題も指摘されてきました。

このような中、平成29年12月に、文部科学省は中教審の中間まとめを踏まえ、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表しました。また平成30年2月に、福島県教育委員会は「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定し、部活動休養日の設定基準や練習時間の上限について明示しました。

これら国・県の取組みを踏まえ、いわき市教育委員会では、「いわき市立小中学校部活動運営方針（以下、「本方針」という）」を策定し、部活動の適正化を進め、学校教育としてできる範囲を明確にして実効あるルールを構築し、平成31年4月より実施してきました。本方針のもと、子どもたちに、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ資質が育まれ、バランスの取れた生活習慣を身に付けさせるとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、部活動の持続可能な運営体制の確立に努めてきたところです。

昨今、少子化や専門的な指導が可能な教員の減少などの影響から、学校における部活動の存続が困難な状況となりつつあります。国では、このことを踏まえ、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実」することを主目的として、また地域クラブが「学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展しつつ新たな価値を創出することが重要」とし「部活動の地域展開」を推進しており、全国の各自治体では、それぞれの実態に沿って取り組んでいるところです。本市においては、令和6年度から実施しているモデル事業から見える課題を整理しつつ、まずは令和9年度の休日の部活動の地域展開（学校としての部活動は行わないこと）を目指しています。

今回の、本方針の改訂は、部活動の地域展開における地域でのクラブ活動等を踏まえたうえでの改訂となります。

子どもたちが、スポーツや文化・芸術活動に親しむ機会がより充実されるよう本方針の趣旨について地域や保護者の皆様へ周知を図り、ご理解をいただきながら、各小中学校における部活動の適正化及び学校と地域クラブの連携が、地域と学校が一体となり推進されるよう努めてまいります。

いわき市教育委員会

目 次

- はじめに
- 冒頭資料 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 （令和7年12月 文部科学省）

- 1 学校教育における部活動の位置付けと意義 P 1
 - (1) 部活動の位置付け
 - (2) 部活動の意義

- 2 適切な休養日や活動時間の設定等 P 2
 - (1) 休養日の設定
 - (2) 活動時間の設定
 - (3) 大会等への参加の見直し

- 3 適切な部活動運営に向けた各学校の体制整備 P 3
 - (1) 部活動の見直しと複数顧問制の継続
 - (2) 学校の活動方針の策定等
 - (3) 保護者との連携
 - (4) 地域との連携

- 4 適切な部活動運営に向けた教育委員会の取組み P 5
 - (1) 各種関係団体等との連携
 - (2) 保護者・地域住民等への周知等
 - (3) 部活動指導員の導入
 - (4) 各学校の取組み状況の確認と諸課題の調整
 - (5) 研修の計画・実施
 - (6) 部活動の地域展開について

- 5 部活動での適切な指導に向けて P 6
 - (1) 児童生徒のニーズに応じた部活動
 - (2) 児童生徒の心身の健康管理及び事故防止
 - (3) 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶
 - (4) 科学的なトレーニング方法の積極的な導入
 - (5) 指導能力の継続的な向上
 - (6) 外部指導者を導入する際の留意点

○冒頭資料 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(令和7年12月 文部科学省)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）	
<p>令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの</p> <p>※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）</p>	
<p>I 部活動改革の基本的な考え方・方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改革の理念 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携） 3 改革の方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的方針 (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日） (3) 留意事項 	<p>IV 学校部活動の在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な運営のための体制整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校部活動に関する方針の策定等 (2) 指導・運営に係る体制の構築 2 適切な指導及び安全・安心の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶 (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用 3 適切な活動時間・休養日等の設定 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
<p>II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域クラブ活動の在り方 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照 <ol style="list-style-type: none"> (1) 趣旨 (2) 想定される認定の効果 (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等） (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い 	<p>V 大会・コンクールの在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の大会等の参加機会の確保 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大会等への参加の引率 (2) 大会等の運営への従事 3 生徒の大会等の安全確保 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方
<p>III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体における体制整備 (2) 国・都道府県・市区町村等・地域・地方活動の運営団体・実施主体の役割分担 (3) 地域・地方活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携 (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携 2 各種課題への対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運営団体・実施主体の整備等 (2) 指導者の確保・育成 (3) 活動場所の確保 (4) 移動手段の確保 (5) 生徒の安全・安心の確保 (6) 障害のある生徒の活動機会の確保 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等 	<p>VI 関連する制度の在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教師等の兼職兼業 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い
<p>別冊資料</p> <p>①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。） ②部活動の地域展開等に関する参考資料</p> <p style="text-align: right;">1</p>	

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）	
<p>改革の理念等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
<p>改革期間</p>	<p style="text-align: center;">【中間評価】</p> <p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）</p>
<p>取組方針</p>	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>
<p>認定制度</p>	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携</p>
<p>地域展開の円滑な推進に当たっての対応</p>	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>
<p>部活動の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
<p>大会等の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）
<p>関連制度</p>	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p> <p style="text-align: right;">2</p>

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

1 学校教育における部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

平成 29 年 3 月告示の「中学校学習指導要領総則」に以下のように明記されている。

中学校学習指導要領 第 1 章総則 第 5 学校運営上の留意事項

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

上記のとおり、部活動は教育課程外で行われる学校の教育活動であり、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との関連を図ること、また、地域の方々の協力、社会教育施設や各種団体との連携など、持続可能な運営体制を整備することが求められている。

(2) 部活動の意義

学校における部活動は、同好の児童生徒が参加し、学校教育の一環として行われることで、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で児童生徒同士や児童生徒と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学習意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、児童生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義が認められる。

本市としても、学校教育の一環として、今後も適切に実施されることを推奨する。

本市の小中学校における部活動は、部活動顧問の個人的な考え・判断で運営されるものではなく、本市の学校教育の基本目標「次代のいわきを担う、『生きる力』を身に付けた子どもの育成」を目指すとともに、各学校の教育目標を具現化するために県・市の方針を踏まえ、各学校の運営方針のもと、計画的に実施されなければならない。

2 適切な休養日や活動時間の設定等

本市における部活動は、次の原則のもと行うものとする。

いわき市が認定する地域クラブ（以下「認定地域クラブ」とする。）も、この原則に準ずるが、当該クラブの実状により、休養日の曜日変更などを行わざるを得ない場合には、生徒、保護者の理解を得て対応するものとする。

(1) 休養日の設定

- ① 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上を休養日とする。
 - ※ 令和9年度以降、休日は、認定地域クラブ等（認定地域クラブではないクラブ・団体も含む）での活動となり「週休日には学校としての部活動は行わない」としているが、「平日は学校の部活動、週休日は認定地域クラブでの活動」においても、これに準じて対応する。
- ② 次の期間は、全市一斉の休養日とすることを原則とする。
 - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
 - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
 - ※ 学校閉庁日期间中または直後に大会があり、やむを得ず活動を行う必要がある場合には、学校の部活動については、校長の判断により部活動実施可とする。ただし、部活動以外の業務は不可とする。
 - ※ 学校閉庁日期间中に部活動指導に携わった教職員については、別日に休暇日を設けること。
- ③ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、活動した日から前後1ヶ月以内を目安とした他の週休日、または祝日に休養日を振り替える。
 - やむを得ず、この期間内に休養日を設けられない場合は、この期間に近い別日に休養日を設ける。
 - ・ 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
 - ・ 土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様であるが、平日に行われる中学校体育大会やコンクール前の土・日曜日においては、両日において、上限3時間の練習はできるものとする。
 - ・ 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
 - ・ 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、児童生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、休養日を1日設定し、2日連続または断続の活動を可とする。
- ④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

- ① 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
- ② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。
 - ・平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
 - ・上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。
- ③ 部活動における朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。

特設部等で朝練習を実施する場合の開始時刻は、校舎解錠後の午前7時以降とし、朝練習の指導に携わった教職員については、退勤時刻後の部活動指導時間を制限するなど、負担軽減を図ること。

また、常設部同様、適切に休養日を設定するとともに、必要最低限の日数になるよう各学校で計画すること。

(3) 大会等への参加の見直し

- ① スポーツ医療・科学的な観点から児童生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、学習や家庭生活とのバランスの取れた生活を実現するため、学校単位で参加する大会・コンクール・イベント等の見直しを行う。
- ② 各関係団体等が主催する大会・コンクール・イベント等への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先し、児童生徒や家庭に過度な負担をかけることのないようにする。

（例：定期試験直前に実施される大会等）
- ③ 市教育委員会は、各関係団体等に対して、大会・コンクール・イベント等の開催を精選するよう要請する。

（中体連を除く各関係団体等主催による市・方部レベルの大会等は、年間25日以内とする。）
- ④ 中体連大会への参加について、認定地域クラブは、全国、東北、県、市中体連事務局等から示されるクラブの参加要件及び参加の可否などを確認し対応する。

3 適切な部活動運営に向けた各学校の体制整備

部活動の地域展開が進み、部活動が平日、休日ともに完全に廃止される状況となるまでは、学校においては、次のことを参考にして適切な部活動運営に向けた体制整備を継続するものとする。

(1) 部活動の見直しと複数顧問制の継続

- ① 校長は、地域クラブ（認定地域クラブ及びそれ以外も含む）の設置状況や自校生徒の参加状況などを踏まえ、自校内に地域クラブと同種目等の部活動がある場合には、中体連大会への参加も含めてその継続の可否について検討するとともに、学校全体での部活動の設置数を精選する。また、一つの部活動について複数顧問の配置推進に努める。指導時間についても顧問間で調整し、部活動指導に偏りがないように努め、校務の処理や児童生徒と向き合う時間を確保する。
- ② 校長は、部活動への児童生徒の多様なニーズを把握し、それらに応え、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組みを推進するよう努める。

(2) 学校の活動方針の策定等

- ① 校長は、県教育委員会の方針及び本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動顧問は、「各部年間活動計画」（様式第1号）（平日及び休日における活動日、休養日、参加予定の大会等を明記したもの）、並びに「各部月間活動計画・実績」（様式第2号）を作成し、校長へ提出する。
校長は「各部年間活動計画」並びに「各部月間活動計画・実績」を保管する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、児童生徒が安全に活動を行うとともに、児童生徒及び部活動顧問等の過重負担とならないよう、適宜、指導を行う。
- ④ 校長は、次のとおり市教育委員会へ提出・報告を行う。
 - 「学校の部活動に係る活動方針」（様式指定なし）
 - 「各部年間活動計画」（様式第1号）
 - ※ 年度始 提出文書・各種調査一覧表に記載された期限までに提出する。
 - ※ 「各部年間活動計画」に、週休日分の振替日を明記する。
 - ※ 「各部月間活動計画・実績」（様式2号）については、教育委員会が必要に応じて、校長に提出を求める場合がある。

(3) 保護者との連携

- ① 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらい、指導者と保護者が連携して活動に取り組むように努める。
- ② 学校の特色や児童生徒数、部員数、顧問数などの学校の実状に応じた適切な設置部数について、保護者の理解を得ながら検討する。
- ③ 保護者の負担軽減に努める。
- ④ 部活動等休養日によりできた時間を、休養や読書、学習、家族との触れ合いの時間にあてる等、家庭と連携して児童生徒にとって有意義なものとなるようにする。
- ⑤ 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や児童生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を十分に考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。

(4) 地域との連携

- ① 地域では、体育協会やスポーツ少年団等様々な競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼、交流など様々な活動を工夫して取り組むようにする。「総合型地域スポーツクラブ」との連携も方策の一つとして考えていくようにする。
- ② 地域の団体等と連携する場合、部活動の活動量や強度について考慮し、児童生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組みにする。
- ③ 校長は、自校の児童生徒の認定地域クラブ等への加入状況をもとに、当該クラブと密に連携を図り、その活動や大会参加状況を把握する。

4 適切な部活動運営に向けた教育委員会の取組み

(1) 各種関係団体等との連携

市教育委員会は継続的に各種関係団体と連携し、児童生徒や教職員の負担過重とならないよう、市・方部レベルの大会等（各種運動競技の大会やコンクール、イベント等）の開催の精選や実施時期の見直し等を要請する。

（中体連を除く各関係団体等主催による市・方部レベルの大会は、年間25日以内とする。）

(2) 保護者・地域住民等への周知等

「いわき市立小中学校部活動運営方針」について、保護者をはじめ関係者への周知を図るため、市教育委員会のホームページに当該方針を掲載するとともに、毎年4月に市教育委員会から学校を通じて保護者宛に文書を配布する。

また、学校においては、学校の部活動運営に対する保護者や地域住民の一層の理解と協力を得られるよう努めること。

(3) 部活動指導員の導入

児童生徒数や教員数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、部活動指導員の導入を図る。指導内容の充実、児童生徒の安全・安心の確保、教職員の負担軽減の観点から円滑に部活動が実施できるよう、段階的に学校への配置を推進する。

(4) 各学校の取組み状況の確認と諸課題の調整

各学校の部活動運営について、必要に応じて学校関係者等で組織する「部活動適正化会議」等を開催し、学校が抱える部活動に関する諸課題について共通理解を図り、それらの調整及び解決を図る。

(5) 研修の計画・実施

市教育委員会は、部活動指導員を含む部活動顧問等を対象とする部活動指導に係る適切な指導の在り方等について研修を計画し実施する。

(6) 部活動の地域展開について

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）を受け、市教育委員会としての現状や課題等を踏まえながら、部活動の地域展開を進める。

なお、本市においては、令和9年度からの休日について部活動地域展開の達成を目指す。

	平日	休日	地域展開	備考
令和8年度	学校部活動あり	学校部活動あり	モデル事業実施	※既に平日も活動を行っている地域クラブは活動を継続
令和9年度	学校部活動あり	学校部活動なし	○休日地域展開 (開始時期未定) ○平日の地域展開モデル事業	
令和〇年度	学校部活動なし	学校部活動なし	平日、休日とも地域展開	

5 部活動での適切な指導に向けて

(1) 児童生徒のニーズに応じた部活動

児童生徒の間には、競技志向の児童生徒もいれば、一定のペースでスポーツや文化・芸術活動に親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達をつくりたいなどレクリエーション志向の児童生徒もいることから、部活動顧問の一方的な方針で活動するのではなく、児童生徒との意見交換等を通じて児童生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定する。

(2) 児童生徒の心身の健康管理及び事故防止

- ① 部活動顧問等は、個々の児童生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習・活動中に声を掛けて児童生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。また、部長の児童生徒は心身両面で他の児童生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援にも留意する。
- ② 計画的な活動により、各児童生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習・活動に留意するとともに、児童生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。また、児童生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。

- ③ 緊急時には、最悪の場合を想定し対応に当たる。また、部活動顧問一人一人が救急救命法や AED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、適切に対応できるようにする。
 - ④ 障がいのある児童生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々であることから、部活動顧問間で配慮事項等を共有するとともに危険を予測しながら行動を観察し安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも留意する。
 - ⑤ 頭を強く打ち付けた場合は、直ちに活動を中止し、脳神経外科等の専門医の診断を受ける。なお、頭に同じような衝撃を二度受けた場合、一度目が軽微なものであっても、二度目の症状が重篤になること（セカンドインパクト症候群）があるため活動に復帰させる際には、専門医の判断を仰ぐ。
 - ⑥ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
 - ⑦ 熱中症は、生命にかかわる病気であるが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。なお、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識しておく。
 - ⑧ 近年の気象状況を鑑み、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5 などの気象情報も事前に収集しておく。また、随時情報を確認できるようにし、状況に応じて活動の継続可否など判断する。
- (3) 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶
- ① 部活動での指導で、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りである。
体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。
 - ② 部活動顧問等は、児童生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）が、児童生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たる。
 - ③ 児童生徒との私的な電子メールや SNS 等のやりとりは、行わない。
 - 不祥事根絶プロジェクト（令和 8 年 3 月改訂：福島県教育委員会）
 - 信頼される学校づくりを職場の力で（令和 8 年 3 月改訂版：福島県教育委員会）
- (4) 科学的なトレーニング方法の積極的な導入
- 部活動顧問等は、自分自身のこれまでの実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。
- 体育・スポーツの研究によると、筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素は、運動をすればするほど向上するものではなく、適切な休養と栄養の補給を挟みなが

ら運動することで、運動前よりも体力が向上することが明らかになっている（超回復）ことも踏まえる。

また、トレーニングの負荷については、児童生徒の体力状況に応じた適切な負荷であることが必要である。（トレーニングの三原理・五原則）

(5) 指導能力の継続的な向上

- ① 「部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、校長は、部活動の意義、運営や指導の在り方について、定期的に行う研修等を通して部活動顧問間での共通理解を図る。
- ② 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、児童生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、休養、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上に努める。

(6) 外部指導者を導入する際の留意点

- ① 学校が、外部指導者を導入するに際しては、部活動が学校の教育活動の一環として実施するものであることを踏まえ、次の点に留意する。

- 学校全体で導入の方針等を確認し、保護者にも外部指導者について周知する。
- 外部指導者は、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者に依頼する。
- 活動方針や活動計画の作成など、運営全体は部活動顧問等が進める。
- 部活動顧問等は、外部指導者とは常に情報交換を行い、密に連携を図る。
- 謝金等の報酬については、関係機関との連携を図り、予め外部指導者と確認する。

- ② 部活動顧問等と外部指導者は、次の内容について確認する。

- 活動の目標、計画、内容、練習時間、休養日について確認するとともに、部活動顧問等と外部指導者の役割を分担する。
- 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
- 児童生徒間トラブルや児童生徒からの相談等についての情報を共有する。
- 不適切な指導と体罰の禁止について、必ず確認する。

- ③ 部活動指導員が配置される学校においては、校長は、部活動指導員は「学校職員」で地方公務員法に基づいて採用される非常勤の公務員であることから、守るべき義務（職務上の義務、身分上の義務）が生じることを「いわき市立中学校部活動指導員設置要綱」などにより指導する。